原告には必ずお届け下さい。
２０１８年０６月１４日　１７２号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

６月１３日（水）に行われた「新・人間裁判」の第１５回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。

６月にもかかわらず厳しく冷え込んだ中で、６月１３日、札幌地方裁判で新・人間裁判の口頭弁論期日が行われました。第３次訴訟まで提訴されていますが、すべて併合しての期日です。

今回から、裁判長と左陪席（傍聴席から見ると右側です）の裁判官が交代しました。おそらく、この新しい裁判長のもとで判決が出ることとなりますので、今後の進行は一段と重要になります。裁判官が交代したため、「弁論の更新」という手続が行われました。これにより、新しい裁判官に対しこれまでの審理の結果を報告したのと同じ扱いとなります。

今回の期日では、原告２名と弁護団３名が意見陳述を行いました。

後藤正澄さんは、病気と交通事故による大怪我のため働くことができなくなり、生活保護を受けるようになりました。現在はある程度回復しましたが、以前のような土木作業員はできず、新聞配達で懸命に働いています。新聞配達は靴が減るので、安い靴とはいえ何度も買い替えなくてはならず、引き下げのため灯油代すら不足するようになってしまいました。

佐々木さち子さんは、離婚後に母子家庭となったことから生活保護を受けるようになりました。子どもたちは高校へ進学することなく就職するしかなく、佐々木さんご自身も体調を崩し働けなくなってしまいました。現在は、パート勤務の長女と同居していますが、他の子どもたちと会うことはできず、衣服を買うこともできない生活です。

弁護団からは、小林直毅弁護士が、食料品の価格が下がっていないのに生活保護費は下がってしまうという生活扶助相当 CPI（消費者物価指数）の問題点について主張を行い、平澤卓人弁護士が、生活保護費の引き下げにあたり適正な議論がなされていないことや、第１・十分位（所得の低い１０％であり大半は生活保護水準よりも所得が低い人々）と比較することの問題点を主張しました。これらの主張は、これまで何度も述べてきた主張をまとめたもので、裁判官が交代したことから、特に意見陳述を行うこととしました。そして、弁護団事務局長の渡辺達生弁護士が、これまでの主張のまとめとして、本訴訟の意義と、人権の砦としての裁判所に期待される役割などについて述べました。

現在、個別の原告の陳述書を作成していますが、来年から、証人尋問を行うことが予想されます。これまで主張してきたような、貧困問題について意見書を提出した学者の尋問も行いますが、裁判所に対し生活保護基準切り下げの不当性を理解させるためには、一人一人の原告の生活を訴えることが必要不可欠です。訴訟はいよいよ正念場に差し掛かろうとしています。

次回期日は９月１９日（水）１３時３０分です。次回も原告団で法廷を埋め尽くしましょう！

新・人間裁判第16回口頭弁論

札幌地裁宛署名を集めましょう！

2018年9月19日(水)
・12:40　札幌地方裁判所前に集合
・13:30　口頭弁論開始
・14:00　報　告　会
札幌市教育文化会館・３０５研修室

原告にお届けください！
２０１８年　６月１８日　１７３号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　　道　生　連
電　話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
メ　ー　ル　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

６月１３日に行われた「新・人間裁判」第１５回口頭弁論では渡辺達也・小林直毅・平澤卓人の各弁護士が陳述を行いました。弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。

今回の期日では、合議体の裁判官のうち２名が交代したため、「弁論の更新」という手続を行いました。これは、新しい裁判官に対しこれまでの審理の結果を報告するための手続です。弁護団では、「弁論の更新」にあたり、３名の弁護士が意見陳述を行いましたので、以下にその内容を紹介します。

小林直毅弁護士は、ＣＰＩ（消費者物価指数）に関し、これまでの主張のまとめを行いました。国は、「生活扶助相当ＣＰＩ」を算出し、それに基づいて生活保護基準の引き下げを行いました。しかし、「生活扶助相当ＣＰＩ」とは、総務省が作成した消費者物価指数とは全く異なるもので、数値にも大きな開きがあります。生活保護世帯のほとんどはパソコン等を保有しておらず、冷蔵庫やテレビなど家電製品もめったに買い替えることはありませんが、「生活扶助相当ＣＰＩ」では、パソコン等の家電価格の下落を考慮し、生活保護基準の引き下げに利用されました。比較年度も、原油価格高騰のため最も物価が上がった年である平成２０年度と、近年で物価が最も低かった年である平成２３年度を比較し、物価が下落しているとしました。基準年度の設定自体が、物価が下落しているという結論を導き出すために利用されたのです。小林弁護士は、このような「生活扶助相当ＣＰＩ」を用いて生活保護基準を引き下げたことは、行政権の裁量を逸脱・濫用したものにあたると述べました。

平澤卓人弁護士は、「生活保護基準部会」に関し、これまでの主張のまとめを行いました。「生活保護基準部会」とは、生活保護基準の専門的かつ客観的な評価・検証を行う目的で、学識経験者らによって構成された機関です。そのため、生活保護基準を設定するにあたり、「生活保護基準部会」の意見を参考にしなければならないことは当然のことですが、今回の生活保護基準の引き下げは、「生活保護基準部会」が議論していない物価を考慮して行われました。物価が下がった場合にも生活保護基準は下げないとするのがこれまでの運用であり、「生活保護基準部会」が議論してもいない物価を、引き下げのために考慮したことは適切ではありません。また、「生活保護基準部会」は、生活保護世帯と第１・十分位（所得の下位１０％）とを比較して議論しましたが、第１・十分位は、これまで生活保護世帯よりも所得が低いにもかかわらず、生活保護を受けていない世帯が多くを占めており、このような比較を行うと、際限のない引き下げが可能となってしまいます。平澤弁護士は、このような視点から、「生活保護基準部会」で議論していない物価の下落を考慮して生活保護基準を引き下げることの問題点と、そもそも「生活保護基準部会」の議論自体にも問題があったことを述べました。

渡辺達生弁護士は、これまでの審理の経過を踏まえ、今後の裁判の進行についての意見を述べました。新・人間裁判が始まってから既に３年以上が経過しました。しかし、朝日訴訟、堀木訴訟などの裁判からも明らかなように、生活保護世帯の生存権はこれまでずっと軽視され続けてきました。その中で、新・人間裁判は、生活保護基準の引き下げそのものを問う訴訟であり、引き下げが平均６．５％、最大１０％と非常に大きなものであり、全国では１０００人以上の同種訴訟の原告がおり、札幌では１５０人以上の原告が参加している点で、大きな意味を持つ裁判です。このような点を踏まえ、生活保護基準の引き下げ方法の不当性の問題だけでなく、生活保護費の引き下げのため、１日３食とることができない、お風呂に入る回数も減らして節約しなければならないといった、個々の原告の生活実態にも着目するよう主張しました。さらに、生活保護バッシングや、そのため生活保護利用者が社会的に排除されてしまうことの問題点、ひいては格差と貧困の問題を一層悪化させるものであることから、人権保護のため裁判所が積極的に役割を果たすべきことを述べました。

これまで、学者意見書などに基づいてさまざまな主張を行ってきましたが、今後は、訴訟上の争点をどのようにして立証するかという点に訴訟が進行していきます。弁護団でも今後の立証計画を検討していますが、原告の皆様も是非積極的にご参加ください！